

令和8年3月3日（火曜日）

第1回松島町議会定例会会議録

（第1日目）

令和8年第1回松島町議会定例会会議録（第1号）

出席議員（14名）

1番	熊谷拓郎	君	2番	本田翔也	君
3番	櫻井貞子	君	4番	中西傳	君
5番	菅野隆二	君	6番	米川修司	君
7番	井上浩	君	8番	櫻井靖	君
9番	安部孝	君	10番	赤間幸夫	君
11番	色川晴夫	君	12番	片山正弘	君
13番	高橋幸彦	君	14番	高橋利典	君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

町長	櫻井公一	君
総務課長	千葉繁雄	君
財務課長	安土哲	君
企画調整課長	千葉忠弘	君
町民福祉課長	相澤光治	君
健康長寿課長	齊藤恵美子	君
産業観光課長	太田雄	君
建設課長	岩渕茂樹	君
会計管理者	佐藤進	君
会計課長	大宮司綾	君
水道事業所長	赤間春夫	君
危機管理監	田瀬高広	君
総務課総務管理班長	岸淳一	君
教育長	内海俊行	君
教育次長兼課長	蜂谷文也	君
監査委員	丹野和男	君

(提案説明)

- 〳 第19 議案第 17号 令和7年度松島町介護保険特別会計補正予算(第4号)(提案説明)
- 〳 第20 議案第 18号 令和7年度松島町介護サービス事業特別会計補正予算(第1号)
(提案説明)
- 〳 第21 議案第 19号 令和7年度松島町水道事業会計補正予算(第5号)(提案説明)
- 〳 第22 議案第 20号 令和7年度松島町下水道事業会計補正予算(第3号)(提案説明)
- 〳 第23 議案第 21号 令和8年度松島町一般会計予算(提案説明)
- 〳 第24 議案第 22号 令和8年度松島町国民健康保険特別会計予算(提案説明)
- 〳 第25 議案第 23号 令和8年度松島町後期高齢者医療特別会計予算(提案説明)
- 〳 第26 議案第 24号 令和8年度松島町介護保険特別会計予算(提案説明)
- 〳 第27 議案第 25号 令和8年度松島町介護サービス事業特別会計予算(提案説明)
- 〳 第28 議案第 26号 令和8年度松島町観瀾亭等特別会計予算(提案説明)
- 〳 第29 議案第 27号 令和8年度松島町水道事業会計予算(提案説明)
- 〳 第30 議案第 28号 令和8年度松島町下水道事業会計予算(提案説明)
- 〳 第31 諮問第 1号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前10時00分 開 会

○議長（高橋利典君） 皆さん、おはようございます。

ただいま出席議員が13名であります。定足数に達しておりますので、これより令和8年第1回松島町議会定例会を開会いたします。

傍聴の申出がありますので、お知らせをします。-----であります。

それでは、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付しております。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（高橋利典君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、9番安部 孝議員、10番赤間幸夫議員を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長（高橋利典君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りをいたします。本定例会の会期は、本日3月3日から3月17日までの15日間としたいと思います。これに異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋利典君） 異議なしと認めます。よって、会期は本日から3月17日までの15日間と決定をいたします。

日程第3 諸般の報告

○議長（高橋利典君） 日程第3、諸般の報告を行います。

町長より、行政報告の申出がありますので、これを許可します。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 皆さん、おはようございます。

本日、第1回松島町議会定例会を開催するに当たりまして、挨拶と町政の諸報告をさせていただきます。

議員の皆様には、議会定例会にご参集をいただき、厚く御礼を申し上げます。

初めに、現在、行政組織規則の特例により設置している財務課特別滞納整理室について、設

置から24年が経過し、高額、困難事象の解消など当初の設置目的が達成されたことから、令和8年4月1日より特別滞納整理室を廃止し、財務課納税班を設置することといたしました。今後も、徴収・滞納整理業務を継続し、未納額の縮減と徴収率の向上に努めてまいります。

さて、本日提案いたします議案は、計画の策定が3件、条例の制定が2件、条例の一部改正及び廃止が4件、令和7年度補正予算が7件、令和8年度当初予算が8件、人事案件が1件、その他の議案が3件でございます。

後ほど提案理由を説明させていただきますので、よろしくご審議をいただき、承認賜りますようお願い申し上げます。

それでは、お手元に配付しております令和7年12月15日以降の町政の諸報告につきまして、簡単に述べさせていただきます。

会議等についてであります。12月15日には令和7年第4回松島町議会定例会を招集し、19日までの会期において、条例の制定や一部改正、令和7年度各種会計補正予算等の議案を審議いただき、ご承認をいただきました。

年が明けまして1月11日には、文化観光交流館において第77回松島町成人式（二十歳を祝う会）を挙行し、参加した78名をお祝いいたしました。

1月12日には、松島町消防団出初め式を文化観光交流館で開催いたしました。式典では長年にわたる消防活動への表彰状の伝達や、新人団員による宣誓が行われ、参加者は火災のない一年を願いながら地域を守る決意を新たにいたしました。

1月26日には、令和8年第1回議会臨時会を開催し、物価高騰対応重点支援地方創生事業に係る一般会計補正予算について審議いただき、ご承認をいただきました。また、臨時会終了後には議会全員協議会を開催し、本議会に提出しております松島町長期総合計画基本構想など、3つの計画について協議をいただきました。

2月1日には、松島海岸グリーン広場において、松島かき祭りが開催され、かき汁など様々な料理を楽しむ多くの人でにぎわいました。

2月18日には、松島町総合計画審議会を開催し、本議会に提案しております次期長期総合計画について承認をいただいております。

同じく18日には、松島町観光審議会を開催し、観光振興計画に係る取組や進捗状況について審議をいただきました。

1月30日、2月19日、20日には、町内各小学校でこども未来アカデミーを開催いたしました。事前学習による児童が考える新しい松島について発表を受けた後、町の考え方や取組内容等

について意見交換を行いました。

このほかの諸報告は、記載をもって説明に代えさせていただきます。

本日はよろしくお願いいたします。

○議長（高橋利典君） 町長の行政報告が終わりました。

議長の諸報告はお手元に配付しております。

概要を申し上げます。

1の出納検査・監査については、令和7年12月から令和8年2月まで例月現金出納検査を行っていただいております。監査委員のお二人の方には大変ご苦労さまでございました。

2の請願・陳情・意見書等の受理については、陳情1件を受理しております。

5の会議等については、令和7年12月15日の令和7年第4回松島町議会定例会から2ページ目の令和8年3月1日幡谷区通常総会まで26件の各行事がございました。

6の議会だよりの発行については、令和8年2月1日に第165号が発行されております。広報分科会の皆様、大変ご苦労さまでございました。

7の委員会調査、8の議員派遣については、各常任委員会の調査、研修等がそれぞれ行われております。

以上、議長の諸報告を終わります。

このほか、一部事務組合議会等の組合議員から報告書が提出してありますので、各議員の皆様には配付しております。

以上、諸般の報告を終わります。

日程第4 議案第2号 松島町長期総合計画基本構想について（提案説明）

○議長（高橋利典君） 日程第4、議案第2号松島町長期総合計画基本構想についてを議題といたします。

議案の朗読を省略し、提出者からの説明を求めます。町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第2号松島町長期総合計画基本構想について提案理由を申し上げます。

平成28年3月に町政運営の指針となる松島町長期総合計画を策定し、令和7年度を目標年度として行政運営を実施してまいりましたが、その計画期間が満了するに当たり、これまでの取組に対する課題の整理とともに、本町を取り巻く社会経済情勢の大きくかつ急激な変化に対応するため、新たに松島町長期総合計画を策定するものであり、本計画内における基本構

想について、松島町議会基本条例第8条の規定により議会の議決を求めるものであります。

なお、詳細につきましては、担当課長より説明させます。よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（高橋利典君） 千葉企画課長。

○企画調整課長（千葉忠弘君） それでは、松島町長期総合計画基本構想についてご説明させていただきます。

1月26日の全員協議会でご協議をいただいた後、2月18日に開催しました長期総合計画策定の審査期間となる総合計画審議会からの答申におきまして承認を賜りましたことを経て、本日、この定例会でご提案させていただきます。

なお、総合計画審議会におきましても、大きな修正箇所の指摘はなかったことにより、要点のみ簡潔にご説明させていただきます。

資料につきましては、第2部、基本構想と書かれたものをご覧願います。

なお、参考資料としまして、基本構想を除く長期総合計画（2026－2035）を添付しております。

基本構想、ページ番号、28ページをご覧願います。

第1章、まちづくりの基本的な考え方、①基本理念につきましては、松島ならではの歴史・文化を次世代に継承していくとともに、産業や地域づくりの一翼を担う人材の育成に努めることは、現計画10年間の期間のみならず、長期的な視野の下で継続的に実施していく必要があるため、本計画においても「歴史・文化の継承と創造」を継続していきたいと考えております。

29ページをご覧願います。

まちの将来像についてですが、「誰にでもやさしく、活力あふれる“ほっと”松島」としてあります。これはまちづくり検討委員会から提案されたもので、松島町は、子供から高齢者まで誰もが地域の一員として大切にされ、安心して暮らせる「やさしさ“ほっと”」と地域全体が未来に向けて力強く歩み続ける「活力“ほっと”」を併せ持つまちを目指すという意味が込められております。

30ページをご覧願います。

将来人口の展望についてご説明いたします。

さきにも触れさせていただきましたが、当町の人口は令和2年に1万3,323人となり、国立社会保障・人口問題研究所の推計によりますと、10年後の令和17年（2035年）には1万1,000

人を切る見込みとなっております。現計画における人口ビジョンでは、既に令和2年時点で約900人、令和7年では約1,100人下回っており、現実的に下方修正が必要となります。

この厳しい現状下ではございますが、現在推し進めております松島イノベーション構想を中心とした、各種産業の振興による若年層の地元離れを防ぐとともに、さらなる移住定住施策及び支援の推進による効果を加味し、赤の折れ線で示した令和17年（2035年）時点で1万1,200人を目標に設定するものであります。

31ページをご覧願います。

重点戦略についてご説明いたします。

現計画において、定住、子育て、交流を重点戦略と定め、各施策を実施してきたところではありますが、本計画では、この3点は継続しつつ、新たな産業の創出、農林水産業、観光業のさらなる向上に取り組むため、新規で産業を大きな柱との1つとして加えたものであります。

32ページから33ページにわたります。

まちづくりの方向性、基本計画の体系についてご説明いたします。

基本目標は、1、松島の基盤をつくる、2、松島の人と自然を守る、3、松島の人々を支える、4、松島人を育む、5、松島の活力を生み出す、6、松島のまちづくりの仕組みをつくるの6目標、23分野に区分しております。

基本目標につきましては、34ページから36ページにお示ししておりますとともに、23分野における基本計画は、参考資料として添付しております。

以上で松島町長期総合計画基本構想の説明を終わります。

○議長（高橋利典君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

日程第5 議案第3号 松島町国土利用計画（第五次）について（提案説明）

○議長（高橋利典君） 日程第5、議案第3号松島町国土利用計画（第五次）についてを議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第3号松島町国土利用計画（第五次）について提案理由を申し上げます。

国土利用計画法に基づき、平成28年3月に策定した松島町の区域における国土の利用に関して必要な事項を定めた松島町国土利用計画（第四次）について、計画期間が満了するに当たり、現在、宮城県で見直しを行っている宮城県国土利用計画（第六次）を基本とし、次期松

島町長期総合計画基本構想に即し、新たに松島町国土利用計画（第五次）を策定するものであり、松島町議会基本条例第8条の規定により議会の議決を求めるものであります。

なお、詳細につきましては担当課長より説明させます。よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（高橋利典君） 千葉企画調整課長。

○企画調整課長（千葉忠弘君） それでは、松島町国土利用計画（第五次）についてご説明いたします。

資料につきましては、抜粋資料及び計画書本体となります。

国土利用計画につきましては、平成28年3月に策定した現行の国土利用計画（第四次）から10年が経過し、計画期間が満了するに当たり、現在の社会情勢等の変化に対応する形で、新たな松島町国土利用計画（第五次）を策定するものであります。

本計画は、国土利用計画法第8条第1項に基づき、松島町の区域における国土の利用に関して必要な事項を定めるものであり、国及び宮城県の国土利用計画に即し、また、次期長期総合計画との整合を図り、取りまとめております。

本計画は、県と合意形成を図りながら進めてきましたが、現行計画からの変更点や、宮城県国土利用計画と整合させた点、将来の土地利用構想に関わる部分を中心に説明させていただきます。

初めに、計画の構成についてですが、計画書本体の目次をご覧ください。

構成として、国土利用計画法施行令に基づき、第1として、町土利用の基本理念、第2として、町土利用の現状と課題、第3として、町土利用に関する基本構想、第4として、町土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標及びその地域別の概要、第5として、本計画を達成するために必要な措置の概要をまとめております。

まず、2ページから4ページにわたりまして、町土利用の現状と課題を整理し、3ページから4ページにわたりまして、①将来を見据えた計画的で持続可能な土地利用の実現から、⑧計画的な公共施設の整備・維持管理、機能強化までの8項目について課題を掲げておりますが、特に②松島町らしい自然や景観の保全・活用の中で、新たにカーボンニュートラルの実現に向けて再生可能エネルギーの導入の必要性を掲げております。

次に、5ページをご覧ください。

町土の利用に関する基本構想、町土利用の基本理念についてですが、長期総合計画に基づき、「歴史・文化の継承と創造」の基本理念を継承し、10年後の松島町が目指すべき将来像とし

て、「誰にでもやさしく、活力あふれる“ほっと”松島」を掲げるとともに、重点戦略で④として産業を新たに加えたものであります。

次に、6ページ目をご覧ください。

ここでは6項目の基本方針を示しておりますが、特に⑤松島町に既にある環境を活かした新しい魅力をつくる（民間活力の導入を含む）という項目では、松島イノベーションヒルズの開発・運用により新たな活力を生み出し、町内雇用を促進するという文言を加味しております。

次に、7ページから9ページをご覧ください。

利用区別の町土利用の基本方向をまとめております。

特に8ページをご覧ください。

⑥宅地についてですが、本計画では宅地区分を3分割し、方向性を整理しております。

Aの住宅地についてですが、定住促進の受皿として、駅前の利便性を備え、良好な自然環境と調和したゆとりある居住空間づくりを推進するため、市街化調整区域においても、関係機関等と調整を図りながら地区計画等による計画的な住宅地形成の検討を進めることを加味しております。

また、Iの工業用地についてですが、松島イノベーションヒルズを中心に企業誘致を含めた産業振興により、就業機会の確保及び移住・定住を推進することを加味しております。

次に、10ページ、11ページをご覧ください。

町土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標及びその地域別の概要を記しております。②人口につきましては、長期総合計画と同様に、令和17年時点で1万1,200人を掲げております。

次に、12ページから14ページをご覧ください。

ここでは、地域別の概要として、現況と課題、土地利用の方針について、町内を南部地域と北部地域に区分し、再整理した内容となっております。

次に、15ページから18ページをご覧ください。

本計画を達成するために必要な措置の概要をまとめております。

(1)ですが、前計画では、震災から復興期に当たる時期だったこともあり、「復興に向けた土地利用の推進」というふうにしておりましたが、本計画では「安全・安心を実現するための土地利用の推進」と文言を見直しております。

同じく18ページ、(8)町土に関する調査の推進と普及啓発についてですが、DXの推進を背景に、できる限りデジタル技術を活用し、町土利用・管理の効率化・高度化を掲げており

ます。

また、（９）では、持続可能な町土管理に資するため、各種指標の活用を新たに掲げております。

最後に、19ページ以降、資料編として、町土利用区分の定義及び把握方法、利用区分ごとの規模の目標、町土利用区分ごとの関係指標の推移と目標、地目転換マトリックス表、土地利用現況図・構想図を掲載しております。

以上で、松島町国土利用計画（第五次）の説明を終わります。

○議長（高橋利典君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

日程第6 議案第4号 松島町過疎地域持続的発展計画について（提案説明）

○議長（高橋利典君） 日程第6、議案第4号松島町過疎地域持続的発展計画についてを議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第4号松島町過疎地域持続的発展計画について提案理由を申し上げます。

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に基づき、令和4年9月に策定した松島町過疎地域持続的発展計画について、計画期間が満了するに当たり、引き続き、持続可能な地域社会の形成及び地域資源等を活用した地域活力のさらなる向上の実現を目指し、新たに松島町過疎地域持続的発展計画を策定するものであり、同法第8条第1項の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

なお、詳細につきましては担当課長より説明させます。よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（高橋利典君） 千葉企画調整課長。

○企画調整課長（千葉忠弘君） それでは、松島町過疎地域持続的発展計画についてご説明させていただきます。

資料は、要点を抜粋したものと計画書本体になります。

なお、本計画は、県と合意形成を図りながら進めているものであります。

抜粋資料をご覧ください。

まず、2、松島町が過疎指定となった経緯についてご説明いたします。

過疎地域の指定は、人口要件及び財政力要件で判定されるものです。令和2年国勢調査後、

過疎地域の要件が見直されました。

表をご覧ください。

松島町は黄色で着色している部分、人口要件（中期25年間）で23%以上に該当、かつ財政力要件、定められた期間、平成30年から令和2年の3か年平均が0.51以下に該当したことにより、指定を受けることになったものでございます。

次に、3、過疎地域に対する財政措置等についてご説明いたします。

1つ目として、過疎対策事業債による支援があります。具体には、ハード事業につきましては、充当率100%で、交付税措置は元利償還金の70%を地方交付税の基準財政需要額に算入され、限度額の設定がないものであります。ソフト事業につきましては、同じく充当率100%で、交付税措置は同様に元利償還金の70%を地方交付税の基準財政需要額に算入されますが、限度額が3,500万円に設定されております。

以下、国庫補助金の補助率がかさ上げ、税制特例措置、地方税の課税免除等に伴う減収補填措置が受けられるものでございます。

次に、4、市町村計画の策定について説明いたします。

前述の支援措置を受けるため、町は、都道府県が定める過疎地域持続的発展方針に基づき、地域の持続的発展の基本的方針に関する事項、目標等について定める過疎地域持続的発展計画を議会の議決を経て定めることができるとされております。

本町では、令和4年9月に計画を策定の下、過疎対策事業債を活用し、ハード事業として松島町保健福祉センター大規模改修工事、ソフト事業として子ども医療費支給事業を実施してきたところでございます。

また、本計画の構成は、1、基本的な事項から14、事業計画までの大項目については、前計画を継承するとともに、現在策定中の長期総合計画と整合性を取りながら策定を進めているところでございます。

1、基本的な事項、本計画1ページから10ページにわたりますが、町の概要、人口及び産業の推移と動向、行財政の状況、基本目標等についてまとめております。

次に、2、移住・定住・地域間交流の促進、人材育成、3、産業の振興、4、地域における情報化など、11ページから36ページまでにわたり、各項目を細分化し、現況と問題点、その対策、計画、公共施設等総合管理計画との整合についてまとめております。

また、37ページから39ページにわたりまして、事業計画、過疎地域持続的発展特別事業分として掲げておりますが、これは全て実施するというのではなく、仮にこの事業を後年度で実

施主体となった場合、この計画にうたっていない事業は過疎債の対象外となるため、現在実施している事業と併せ、今後実施が想定される事業につきましても計画に登載しているものがございます。

次に、5、見直しの概要についてでございますが、長期総合計画の策定に併せて、将来人口や各種指標の見直しを行っております。また、新型コロナウイルス感染症の5類移行などによる社会状況の変化に応じた視点・施策の追加、修正等を行っております。

次に、6、計画の期間について触れさせていただきます。

過疎法の期間は令和3年4月1日から10年間、終期は令和13年3月31日となっておりますが、当町では、長期総合計画の終期と合わせ、令和7年度に終期を迎える計画期間を定めたため、現過疎法の終期に当たる令和8年度から令和12年度までの5年間分の策定が必要となるものがございます。

次に、7、計画内容と主な事業についてですが、本町における地域の現状・課題と、それに対する持続的発展に向けた対策が主なものとなり、現在策定中の長期総合計画ほか、まち・ひと・しごと創生総合戦略や公共施設等総合管理計画など関係計画との整合を図るものとしております。

また、策定スケジュールにつきましては、1月26日の全員協議会での協議を経て、1月27日に県の同意をいただいた後、2月18日に総合計画審議会で協議の上、本計画を3月定例会にご提案させていただいております。

以上で、松島町過疎地域持続的発展計画の説明を終わります。

○議長（高橋利典君） 提案理由の説明が終わりました。

日程第7 議案第5号 松島町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の制定について（提案説明）

○議長（高橋利典君） 日程第7、議案第5号松島町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の制定についてを議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第5号松島町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の制定について提案理由を申し上げます。

今回の条例の制定につきましては、商慣習上の複数年の契約締結が一般的な物品賃借や役務提供において入札契約の事務効率化を図るため、地方自治法施行令第167条の17の規定に基

づき条例を定めるものであります。

なお、詳細につきましては担当課長より説明させます。よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（高橋利典君） 安土財務課長。

○財務課長（安土 哲君） それでは、説明させていただきます。

条例に関する説明資料をご覧ください。

条例の概要及び形成過程等、また、提案理由に述べさせていただいた記載のとおり、具体的には、本条例を定めることによりまして、従来の電気、ガス、水道、不動産を借りる契約のように、予算において債務負担行為を設定せずとも契約が締結できる規定となります。

内容の第1条に2項目ございます。長期継続契約を締結することができる契約を定めておりますが、（1）が複数年にわたり契約を締結する物品の借入れに関する契約とし、これは具体的には公用車やコピー機、パソコン等のリースを主に指しております。

（2）の年間を通じて役務の提供を受ける必要がある契約は、清掃業務や警備業務、保守・点検業務等を主に指しております。

第2条では、本条例の施行について規則への委任を定めております。

なお、指定管理業務や計画策定に係る業務等につきましては、これまでどおり予算書において債務負担行為を設定し、議会において審議、そして議決をいただく手続となることを申し添えいたします。

以上で説明を終わります。

○議長（高橋利典君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

日程第8 議案第6号 松島町教育振興基金条例の制定について（提案説明）

○議長（高橋利典君） 日程第8、議案第6号松島町教育振興基金条例の制定についてを議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第6号松島町教育振興基金条例の制定について提案理由を申し上げます。

今回の条例の制定につきましては、教育に対する寄附金を活用し、松島町の教育振興に係る施策を円滑に行うため、地方自治法第241条第1項の規定に基づき、基金を設置するものであります。

なお、詳細につきましては担当課長より説明させます。よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（高橋利典君） 蜂谷教育次長兼課長。

○教育次長兼課長（蜂谷文也君） 松島町教育振興基金条例の制定について説明させていただきます。

恐れ入りますが、条例に関する説明資料をご覧ください。

条例の概要及び形成過程等では、提案理由で説明した趣旨を記載しておりますが、本条例を制定する背景としては、近年、教育に関する特定寄附ということで、町民の方からご厚意を受けることがあり、本年度におきましても、英語教育の充実のためにということで100万円、教育振興のためにということで50万円の寄附を頂いているところでございます。

しかし、町の予算は単年度が原則であることから、寄附された時期によっては、限られた事業にしか活用しにくい実情がございました。そこで、寄附者の思いを確実に教育振興に生かすため、寄附金を基金として積み立て、計画的に活用できるようにするため、本条例を制定するものでございます。

各条項につきましては、他の基金条例と同様に、基金に関する規定を定めているところでございます。

第1条の設置では、趣旨及び地方自治法の規定に基づき基金を設置すること。

第2条の積立てでは、基金の積立額について、毎年度の予算の範囲内で定めるものとするを規定しています。

第3条の管理では、管理方法について、金融機関への預金と最も確実かつ有利な方法により管理することを規定しております。

第4条の運用益金の処理については、基金の運用益の処理方法として、基金の運用によって生じた収益について、一般会計を通じて基金に再度編入することを規定しております。

第5条の処分では、基金の処分方法について、条例の目的である教育振興に資する事業に要する経費に限って行うことを規定しております。

第6条の繰替運用につきましては、繰替え運用を可能とすることを規定しております。

なお、附則として、施行は公布の日からとしているところでございます。

説明は以上となります。

○議長（高橋利典君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

日程第9 議案第7号 職員の給与に関する条例の一部改正について（提案説明）

○議長（高橋利典君） 日程第9、議案第7号職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第7号職員の給与に関する条例の一部改正について提案理由を申し上げます。

今回の条例の改正につきましては、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律が令和7年12月24日に公布されたことに伴い、本町においても国家公務員の給与制度に準じ、通勤手当の改正を行うものであります。

なお、詳細につきましては担当課長より説明させます。よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（高橋利典君） 千葉総務課長。

○総務課長（千葉繁雄君） それでは、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について説明いたします。

提案理由書の次の条例に関する説明資料をご覧ください。

今回の条例の改正につきましては、国家公務員の給与制度に準拠し、駐車場等利用する職員への駐車場等に係る通勤手当を支給できるよう改正するとともに、関連条文について、国の人事院規則に準じた条文構成に改めるものです。

初めに、第10条の4第2項につきましては、通勤手当の対象職員の区分ごとに通勤手当の額を規定しておりますが、通勤手当の支給限度額について、第10条の4第4項を新設し整理することに伴い、第2項の第1号及び第3号の規定から通勤手当の支給限度額の規定を削除するものです。

次に、第10条の4第3項の規定につきましては、自動車等の駐車のための施設を利用し、その料金を負担することを条例とする、職員の駐車場等に係る通勤手当の額を規定するものです。

第1号において、1か月当たりの駐車場等の料金に相当する額として、月5,000円を超えない範囲内で規則で定める額と規定するものです。

第2号は、駐車場等に係る通勤手当以外の通勤手当の額は、第10条の2第2項の規定による額と規定するものです。

第10条の4第4項は、①から③に掲げる1か月当たりの通勤手当の合計が15万円を超える場合、通勤手当の支給額を15万円とするものです。

次ページ、第10条の4第5項につきましては、月の途中での採用や異動の場合であっても、当該月から通勤手当を支給できるよう改正するものです。

第10条の4第7項につきましては、支給単位期間の規定に駐車場等を追加するものです。

附則になりますが、改正条例の施行期日を令和8年4月1日とするものです。

以上で説明を終わります。

○議長（高橋利典君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

日程第10 議案第8号 松島町庁舎建設基金条例の一部改正について（提案説明）

○議長（高橋利典君） 日程第10、議案第8号松島町庁舎建設基金条例の一部改正についてを議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第8号松島町庁舎建設基金条例の一部改正について提案理由を申し上げます。

今回の条例の改正につきましては、庁舎の整備に必要とする事業の財源に充てるため、基金の目的である庁舎建設に増改築等を加え、題名の「松島町庁舎建設基金」を「松島町庁舎建設整備基金」とし、所要の改正を行うものであります。

よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（高橋利典君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

日程第11 議案第9号 集会施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について
（提案説明）

○議長（高橋利典君） 次に、日程第11、議案第9号集会施設の設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第9号集会施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について提案理由を申し上げます。

今回の条例の改正につきましては、松島町公共施設等総合管理計画及び松島町集会施設個別施設計画に基づき、公共施設の老朽化及び集会施設の配置の適正化を図る観点から1施設を廃止するため、所要の改正を行うものであります。

よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（高橋利典君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

日程第12 議案第10号 土地開発基金条例の廃止について（提案説明）

○議長（高橋利典君） 日程第12、議案第10号土地開発基金条例の廃止についてを議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第10号土地開発基金条例の廃止について提案理由を申し上げます。

今回の条例の廃止につきましては、これまで土地価格の高騰対策または迅速に公共用に供する土地を取得するため当該基金を運用してきましたが、今後は、事業用地について予算を計上し取得を進めていくことから、当該基金を廃止するに当たり当該条例を廃止するものであります。

よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（高橋利典君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

日程第13 議案第11号 町有財産の無償譲渡について（提案説明）

○議長（高橋利典君） 日程第13、議案第11号町有財産の無償譲渡についてを議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第11号町有財産の無償譲渡について提案理由を申し上げます。

今回の町有財産の無償譲渡につきましては、集会施設個別施設計画において廃止・解体としていた小ヶ谷支館を地域住民が交流する集会用施設として活用するため、小ヶ谷町内会へ無償譲渡するものであり、地方自治法第96条第1項第6号の規定により議会の議決を求めるものであります。

なお、詳細につきましては担当課長より説明させます。よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（高橋利典君） 千葉総務課長。

○総務課長（千葉繁雄君） それでは、町有財産の無償譲渡について説明いたします。

今回の町有財産の無償譲渡につきましては、集会施設個別施設計画の方針に基づき、令和3年度以降、地域との協議を行ってまいりましたが、今回小ヶ谷地区からの譲渡の申出を受け、無償譲渡するものです。

議案書にも記載しておりますが、無償譲渡する財産は、松島町幡谷字土屋沢70番地2、小ヶ

谷支館の建物で、構造は木造平屋建て、床面積が58平米です。

無償譲渡の目的は地域住民の集会施設としての利用、契約の相手方は小ヶ谷町内会となります。

提案理由書の次に譲渡財産の位置図及び物件概要を資料として添付しておりますので、ご覧いただければと思います。

なお、今後のスケジュールといたしましては、今議会で承認が得られた後に、3月下旬に小ヶ谷町内会と無償譲渡の契約を締結し、4月1日に引渡予定としております。

以上で説明を終わります。

○議長（高橋利典君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

日程第14 議案第12号 指定管理者の指定について（提案説明）

【上竹谷避難所】

○議長（高橋利典君） 日程第14、議案第12号指定管理者の指定についてを議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第12号指定管理者の指定について提案理由を申し上げます。

上竹谷避難所の指定管理者の指定について、松島町上竹谷区を指定管理者に指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものであります。

なお、指定期間につきましては、令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間とするものであります。

よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（高橋利典君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

日程第15 議案第13号 工事請負変更契約の締結について（提案説明）

【（都）根廻・初原線道路整備その4工事】

○議長（高橋利典君） 日程第15、議案第13号工事請負変更契約の締結についてを議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第13号工事請負変更契約の締結について提案理由を申し上げます。

今回の工事請負変更契約の締結につきましては、令和7年3月6日に請負契約の締結の議決をいただきました都市計画道路根廻・初原線道路整備その4工事について、現地の精査に伴

う土工の増減と現場発生土処理実績により、工事費の変更をするものであります。

なお、詳細につきましては担当課長より説明させます。よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（高橋利典君） 岩渕建設課長。

○建設課長（岩渕茂樹君） それでは、工事請負変更契約の締結につきましてご説明をいたします。

説明資料1 ページ目、位置図をお開きいただきたいと思います。

本工事につきましては、現在進めております都市計画道路根廻・初原線の根廻側、国道346号を起点に区画整理組合施工分までの施工延長570メートルの道路整備に要する土木工事を実施するものでございます。

説明資料の2 ページ目、平面図をお開きいただきたいと思います。

都市計画道路根廻・初原線道路整備その4 工事に関する変更契約の締結につきましてご説明させていただきます。

工事概要につきましては、左上段に記載しております。当初におきましては、施工延長570メートル、土工としまして切土3万4,800立米、盛土3,200立米、法面整形工としまして5,260平米、擁壁工としまして21メートル、その他工として一式となる旨でご説明をしてきたところでございますが、現地精査による増減や残土処分の内容の変更により、最終的に1,471万1,400円が減額となるものでございます。

説明資料の3 ページ目をご覧いただきたいと思います。

工事費増減内訳書でございます。工事の内訳であり、項目ごとに左から、工種、原契約額、変更契約額、増減額、変更理由を記載しているところでございます。

工種ごとに説明をさせていただきますが、切土工につきましては、土地区画整理組合との調整や現地測量結果によりまして、土工量1,720立米の減量となったことで減額となるものでございます。

次に、盛土工につきましては、現地測量結果により、土工量1,670立米の盛土が必要になったことから増額となったものでございます。

次に、現場発生土処理につきましては、当初、全量が大郷に搬出して処分する予定でございましたが、切土及び盛土工の土工量の精査により、3,010立米が減量となったことで減額となったものでございます。

次に、法面整形工につきましては、切土工の土工量の減と現地測量結果によりまして、のり

面面積が480平米の減となり減額となったものでございます。

次に、諸経費でございます。こちらにつきましては、国道346号の道路管理者であります宮城県と残土搬出に関しまして協議を行ったところ、残土搬出に要する大型ダンプが国道を通過する際には、スパッツ、いわゆる大型ダンプのタイヤに付着した泥を落とす洗浄装置を設置し、道路環境に配慮するよう指導を受けたことで、スパッツ設置に要する費用が増額となったものでございます。

以上の変更によりまして、当初工事請負費3億302万8,000円が変更工事請負額2億8,831万6,600円となりまして、差引き工事請負費1,471万1,400円を減額する変更契約の締結を行うものでございます。減額率につきましては4.9%の減となります。

なお、変更の仮契約につきましては、令和8年1月30日に締結しております。

工期につきましては、令和8年3月31日となります。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（高橋利典君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

日程第16 議案第14号 令和7年度松島町一般会計補正予算（第7号）（提案説明）

○議長（高橋利典君） 日程第16、議案第14号令和7年度松島町一般会計補正予算（第7号）についてを議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第14号令和7年度松島町一般会計補正予算（第7号）の提案理由を申し上げます。

今回の補正の主なものについて、その概要を歳入歳出補正予算事項別明細書で説明いたします。

歳出につきまして、10ページをお開き願います。

1款議会費1項1目議会費につきましては、事業費の精査に伴い補正するものであります。

12ページにわたります。

2款総務費1項1目一般管理費から10目諸費までにつきましては、人件費及び事業費の精査に伴いそれぞれ補正するものであります。そのうち、7目財政調整基金費につきましては、土地開発基金廃止による処分財産を積み立てるものであります。

11目電子計算費につきましては、基幹系システム等に係る事業費の精査に伴い補正するもの

であります。

17目ふるさと納税費及び18目地方創生費につきましては、寄附金収入に伴う事業費を補正するものであります。

13ページをお開き願います。

19目定額減税補足給付金事業費につきましては、事業費の精査及び令和6年度物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の実績に伴い返還金を補正するものであります。

14ページをお開き願います。

2項2目賦課徴収費につきましては、事業費の精査に伴い補正するものであります。

3項1目戸籍住民基本台帳費につきましては、戸籍システム標準化対応システム移行業務委託料及びマイナンバーカード交付に係る事業費等の精査に伴い補正するものであります。

17ページにわたります。

4項3目参議院議員選挙費から5目松島町議会議員選挙費につきましては、選挙執行経費の確定に伴い補正するものであります。

18ページにわたります。

3款民生費1項1目社会福祉総務費につきましては、国民健康保険保険基盤安定負担金及び財政安定化支援事業繰出金の額が確定されたことに伴い国民健康保険特別会計への繰出金を補正するものであります。

2目障害者福祉費につきましては、障害者自立支援給付費負担金等の精査及び令和6年度実績に伴い返還金を補正するものであります。

19ページをお開き願います。

3目老人福祉費につきましては、高齢者福祉助成事業費の精査に伴い補正するものであります。

5目介護保険対策費につきましては、介護保険特別会計への繰出金を補正するものであります。

7目物価高騰対応重点支援給付金事業費につきましては、令和6年度物価高騰対応重点支援地方調整臨時交付金の実績に伴い返還金を補正するものであります。

20ページにわたります。

2項1目児童福祉総務費及び2目児童措置費につきましては、児童手当支給に係る事業費の精査に伴い補正するものであります。

5目子ども医療対策費につきましては、宮城県国民健康保険団体連合会への負担金の実績見

込みに伴い補正するほか、令和6年度未熟児養育医療等負担金の国及び県への返還金を補正するものであります。

21ページにわたります。

6目子育て支援事業費につきましては、施設型給付費等の実績に伴う事業費の補正並びに令和6年度子ども・子育て支援交付金の実績に伴い返還金を補正するものであります。

8目児童館費につきましては、事業費の精査に伴い補正するものであります。

9目子育て世帯生活支援給付金事業費につきましては、事業の完了に伴い補正するものであります。

10目令和7年度物価高対応子育て応援手当事業費につきましては、事業費の精査に伴い補正するものであります。

14目低所得者の子育て世帯への加算給付金事業費につきましては、令和6年度物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の実績に伴い返還金を補正するものであります。

22ページをお開き願います。

4款衛生費1項2目予防費につきましては、健康診査の受診者数及び予防接種の接種実績に基づき事業費を精査し補正するほか、令和5年度新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費等の額の確定に伴い返還金を補正するものであります。

4目母子衛生費につきましては、令和6年度母子衛生費国庫補助金の額の確定に伴い返還金を補正するものであります。

5目環境衛生費につきましては、合併処理浄化槽設置整備事業補助金の実績見込みに伴う補正のほか、国庫補助金に係る返還金を補正するものであります。

6目公害対策費及び7目長寿健康対策費につきましては、事業費の精査に伴い補正するものであります。

23ページをお開き願います。

2項1目塵芥処理費につきましては、一般廃棄物収集運搬業務の事業費の精査及び一部事務組合負担金額の確定に伴い補正するものであります。

6款農林水産業費1項3目農業振興費につきましては、農地集積・集約化対策事業費及び経営所得安定対策等推進事業費並びに環境保全型農業直接支払交付金事業費の精査に伴い補正するものであります。

24ページをお開き願います。

3項3目漁港管理費につきましては、県営磯崎漁港機能保全事業負担金の確定に伴い補正す

るものであります。

25ページにわたります。

8款土木費1項1目土木総務費から3目道路新設改良費までにつきましては、人件費及び事業費の精査に伴い、それぞれ補正するものであります。

6項2目木造住宅等震災対策事業費につきましては、補助の実績に伴い耐震改修等の補助金を補正するものであります。

9款消防費1項1目非常備消防費につきましては、消防団活動経費に係る事業費の精査に伴い補正するものであります。

26ページにわたります。

3目災害対策費につきましては、上竹谷地区の避難所整備事業に係る事業費の精査に伴い補正するものであります。

4目避難施設管理費につきましては、東浜避難場所法面草刈り業務等に係る事業費の精査及び事業費の額の確定により補正するものであります。

10款教育費1項2目事務局費から28ページまでの4項6目町史編纂費までにつきましては、人件費及び事業費の精査に伴いそれぞれ補正するものであります。

5項3目給食施設費につきましては、学校給食用の米穀価格の高騰により発生したかかり増し経費について補正するものであります。

その他の歳出補正につきましては、職員等の人件費並びに各事業の精査及び確定に伴うものであります。

歳入につきましては、3ページをお開き願います。

4ページにわたります。

3款利子割交付金から10款環境性能割交付金までにつきましては、収入見込みにより補正するものであります。

17款国庫支出金1項1目民生費国庫負担金につきましては、歳出でご説明しました国民健康保険基盤安定負担金の額の確定、障害者自立支援給付費及び児童手当、施設型給付費等の実績見込みに伴い補正するものであります。

5ページにわたります。

2項1目総務費国庫補助金につきましては、戸籍の氏名の振り仮名通知に係る事業費、デジタル基盤改革支援事業費及び定額減税補足給付金事業費等の精査に伴い、補助金を補正するものであります。

2目民生費国庫補助金につきましては、歳出でご説明しました物価高対応子育て応援手当事業費の精査に伴い補正するものであります。

3目衛生費国庫補助金につきましては、歳出でご説明しました合併処理浄化槽設置整備事業補助金を補正するものであります。

4目土木費国庫補助金につきましては、事業の精査に伴い、木造住宅等震災対策事業に対する社会資本整備総合交付金を補正するものであります。

5目消防費国庫補助金につきましては、歳出でご説明しました上竹谷地区の避難所整備事業の実績見込みに伴い補正するものであります。

6目教育費国庫補助金につきましては、公立学校情報機器活用支援体制整備事業の精査に伴い補正するものであります。

3項1目総務費委託金につきましては、参議院議員選挙に要した事業費の確定に伴い補正するものであります。

6ページをお開き願います。

18款県支出金1項1目民生費県負担金につきましては、歳出でご説明しました国民健康保険保険基盤安定負担金の確定、障害者自立支援給付費及び児童手当、施設型給付費等の実績見込みに伴い補正するものであります。

2項1目総務費県補助金につきましては、移住支援補助金の実績見込みに伴い補正するものであります。

2目民生費県補助金につきましては、歳出でご説明しました施設型給付費の実績見込みにより補正するものであります。

4目農林水産業費県補助金につきましては、歳出でご説明しました農地集積・集約化対策事業費補助金及び経営所得安定対策等推進事業費補助金等に対するものであります。

5目土木費県補助金につきましては、土木費国庫補助金と同様に木造住宅等震災対策事業の精査により、木造住宅等震災対策事業費補助金を補正するものであります。

7ページをお開き願います。

3項1目総務費委託金につきましては、宮城県知事選挙に要した事業費の確定に伴い補正するものであります。

20款寄附金1項2目総務費寄附金につきましては、ふるさと寄附金及び企業版ふるさと寄附金の寄附見込みにより補正するものであります。

その他の歳入補正につきましては、事業の精査及び見込みに伴うものであり、これらの財源

を精査し、財政調整基金繰入金を減額するものであります。

また、家計応援商品券配布事業ほか4事業につきましては、年度内完了が見込めないため、繰越明許費を設定するものであります。

よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（高橋利典君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

それでは、1時間ちょっと経過しましたので、休憩に入りたいと思います。11時20分を再開といたします。

午前11時09分 休 憩

午前11時20分 再 開

○議長（高橋利典君） 再開をいたします。

日程第17 議案第15号 令和7年度松島町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）（提案説明）

○議長（高橋利典君） 日程第17、議案第15号令和7年度松島町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第15号令和7年度松島町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）の提案理由を申し上げます。

今回の補正につきましては、歳出について、一般被保険者療養給付費、一般被保険者療養費、一般被保険者高額療養費、特定健康診査等事業費の精査及び財政安定化支援事業繰入金等の額の確定に伴い財政調整基金積立金を補正するものであります。

歳入につきましては、普通交付金の精査及び一般会計繰入金の額の決定に伴い補正するものであります。

よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（高橋利典君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

日程第18 議案第16号 令和7年度松島町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）（提案説明）

○議長（高橋利典君） 日程第18、議案第16号令和7年度松島町後期高齢者医療特別会計補正予

算（第3号）を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第16号令和7年度松島町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）の提案理由を申し上げます。

今回の補正につきましては、歳出について、徴収費委託料及び後期高齢者医療広域連合納付金の精査に伴い補正するものであります。

歳入につきましては、後期高齢者医療保険料及び事務費の精査に伴い補正するものであります。

よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（高橋利典君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

日程第19 議案第17号 令和7年度松島町介護保険特別会計補正予算（第4号）
（提案説明）

○議長（高橋利典君） 日程第19、議案第17号令和7年度松島町介護保険特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第17号令和7年度松島町介護保険特別会計補正予算（第4号）の提案理由を申し上げます。

今回の補正につきましては、介護保険給付費の実績見込みに伴う事業費及び令和7年度調整交付金の額が確定したことから、これらの財源を精査し、財政調整基金繰入金を補正するものであります。

よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（高橋利典君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

日程第20 議案第18号 令和7年度松島町介護サービス事業特別会計補正予算
（第1号）（提案説明）

○議長（高橋利典君） 日程第20、議案第18号令和7年度松島町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第18号令和7年度松島町介護サービス事業特別会計補正予算（第1

号)の提案理由を申し上げます。

今回の補正につきましては、居宅介護予防支援事業の実績見込みに伴う居宅介護支援サービス計画費収入を精査し、居宅介護支援事業費を補正するものであります。

よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（高橋利典君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

日程第21 議案第19号 令和7年度松島町水道事業会計補正予算（第5号）（提案説明）

○議長（高橋利典君） 日程第21、議案第19号令和7年度松島町水道事業会計補正予算（第5号）を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第19号令和7年度松島町水道事業会計補正予算（第5号）の提案理由を申し上げます。

今回の補正につきましては、人件費の精査に伴い事業費について補正するものであります。

これにより、水道事業費用の総額を6億1,549万9,000円とするものであります。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（高橋利典君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

日程第22 議案第20号 令和7年度松島町下水道事業会計補正予算（第3号）（提案説明）

○議長（高橋利典君） 日程第22、議案第20号令和7年度松島町下水道事業会計補正予算（第3号）を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第20号令和7年度松島町下水道事業会計補正予算（第3号）の提案理由を申し上げます。

今回の補正につきましては、人件費及び建設改良事業の精査に伴い補助金及び事業費等について補正するものであります。

これにより、下水道事業費用の総額を9億2,405万6,000円、資本的収入の総額を2億4,085万3,000円、資本的支出の総額を3億9,460万4,000円とし、資本的支出不足額1億5,375万1,000円の補填財源のうち過年度損益勘定留保資金を1,825万円、当年度損益勘定留保資金を

9,806万5,000円、減債積立金を3,743万6,000円とするものであります。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（高橋利典君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

日程第23 議案第21号 令和8年度松島町一般会計予算（提案説明）

日程第24 議案第22号 令和8年度松島町国民健康保険特別会計予算（提案説明）

日程第25 議案第23号 令和8年度松島町後期高齢者医療特別会計予算（提案説明）

日程第26 議案第24号 令和8年度松島町介護保険特別会計予算（提案説明）

日程第27 議案第25号 令和8年度松島町介護サービス事業特別会計予算（提案説明）

日程第28 議案第26号 令和8年度松島町観瀾亭等特別会計予算（提案説明）

日程第29 議案第27号 令和8年度松島町水道事業会計予算（提案説明）

日程第30 議案第28号 令和8年度松島町下水道事業会計予算（提案説明）

○議長（高橋利典君） ここでお諮りをします。日程第23、議案第21号から日程第30、議案第28号までは令和8年度各種会計予算についての提案理由であり、町長の施政方針もございまして、一括議題といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋利典君） 異議なしと認めます。

日程第23、議案第21号から日程第30、議案第28号までを一括議題といたします。

議案の朗読を省略し、令和8年度各種会計予算の提案理由の説明を求めます。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 令和8年第1回松島町議会定例会において、令和8年度予算案及び諸議案をご提案申し上げ、ご審議をいただくに当たり、町政運営に臨む所信の一端と基本的な考え方をご説明申し上げ、議員及び町民の皆様のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

まず初めに、令和7年を振り返りますと、様々な災害が多かった年であったと感じております。2月に発生した大船渡市林野火災をはじめ、12月には青森県東方沖地震、さらには獣害もあり、昨年末の「今年の漢字」が「熊」になるなど、例年になく熊による人身被害が東北地方に多く発生しました。

熊による人身被害につきましては、本町は幸いにもありませんでしたが、目撃情報等は多数

寄せられており、今後も熊対策を継続していく必要があると考えております。

さて、国政に目を向けますと、昨年10月に高市氏が第104代内閣総理大臣に就任し、1885年の制度創設以来、日本で初めての女性首相が誕生いたしました。先月実施されました衆議院議員総選挙においても、高市内閣が掲げる「日本列島を、強く豊かに。」が支持された形になっております。

本町におきましても、高市内閣が「足元の物価高への対応」として昨年末に実施しました重点支援地方交付金を活用し、様々な支援を町民の皆様へいち早く届けるべく、引き続き、各事業に取り組んでまいります。

また、昨年7月には初原地区において「松島イノベーションヒルズ」の起工式が執り行われ、工業団地の整備が大きく進展いたしました。引き続き、松島町初原土地区画整理組合と連携しながら、企業誘致を着実に進め、雇用創出と移住・定住の促進を図ってまいりますとともに、地域経済の活性化に取り組んでまいります。

観光面においては、松島町の観光客数が震災前の水準に戻りつつある中で、本年1月13日より宿泊税が導入され、東北地方を牽引する国際観光都市松島として、今後の観光振興に寄与されるものと期待しているところであります。令和8年度は宮城県や地元企業と連携しながら、滞在型観光を目指し、様々な課題に取り組んでまいり所存であります。

令和8年度は、本議会に議案とさせていただいております、今後10年間の町の将来像やまちづくりの方向性を示した新たな長期総合計画がスタートする年であります。

当計画では「誰にでもやさしく、活力あふれる“ほっと”松島」を将来像として掲げ、「松島の基盤をつくる」、「松島の人と自然を守る」、「松島の人々を支える」、「松島人を育む」、「松島の活力を生み出す」、「松島のまちづくりの仕組みをつくる」の6つの基本目標を相互に連携させ、各分野における課題の解決を図り、目標とする将来像の実現を目指してまいります。

また、令和8年度は、町制施行100年に向けた大切な一步を踏み出す年でもあります。最初の一步として、町制施行100周年のロゴマークを決定し、それを活用しながら様々な周知事業に取り組み、令和10年1月1日の町制施行100年に向けて、町内外に広くPRしてまいります。

一方で、令和8年度の本町の財政見通しは、所得税の基礎控除の見直しや設備投資の縮小による地方税の減収が影響し、主要一般財源はわずかに下降する見通しであり、長期化する物価高の対応等で、歳出増の伸びが歳入見込みを上回る状況が継続することも懸念されております。

加えて、人口動態に伴う地域運営の持続性や激甚化・頻発化する自然災害への対応も想定されるため、財政基盤の持続性と安定性の確保に向けた収支改善に取り組み、財源不足の縮減を図ることが不可欠であります。

このような状況の下、令和8年度予算案における一般会計の予算規模は、前年度と比較し、0.1%の増で編成しております。

なお、特別会計予算につきましては1.4%の増となり、公営企業会計予算につきましては、水道事業会計では5.8%の増、下水道事業会計では4.3%の減で編成しております。

令和8年度予算案は、新たな長期総合計画の初年度として、重点施策への集中的な投資と持続可能な財政運営のバランスを図りながら編成しております。

今後も地方自治体は厳しい財政状況の中で行政運営を行うこととなりますが、行政だけでは成し遂げることができない、多くの課題があります。

これらを解決するためには、議会等のご協力が不可欠であり、また、同じ松島に生きるものとして共に目指すべき未来の松島に向かって進むことが重要であります。

引き続き、松島をよりよい方向へ動かすため各施策に取り組んでまいりますので、議員及び町民の皆様のご理解とご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

次に、令和8年度の主要施策につきまして、新たな長期総合計画の施策体系に沿ってご説明申し上げます。

居住環境につきましては、今後の都市計画に基づく事業の方針となる都市計画マスタープランと都市機能の誘導により持続可能な都市構造を目指す立地適正化計画の策定に取り組み、計画的な土地利用を促進してまいります。

空き家の利活用につきましては、民間事業者が持つ市場分析・企画力・運営ノウハウを最大限に生かしながら、官民が役割を分担し、空き家解消に向けて働きかけてまいります。

公共交通につきましては、令和7年12月に改正した町民バスの運行ダイヤの検証や利用者ニーズの把握に努め、さらなる利便性の向上を図るとともに、町民バス運行事業者と連携し、安定した運行による鉄道駅との円滑な乗り継ぎなど、快適で安全な運行に努めてまいります。

道路環境につきましては、都市計画道路根廻・初原線の松島イノベーションヒルズから初原側の道路計画について検討してまいります。

品井沼地区道路整備につきましては、東北本線用地側の道路拡幅工事を進めてまいります。

また、県道の整備促進につきましては、仙台松島線等の機能強化に向け、宮城県と連携を図ってまいりますとともに、国道45号の歩道拡幅につきましても、松島第一小学校から松島駅

前までの整備を含め、国土交通省と連携を図ってまいります。

上水道事業につきましては、本年度から新料金を適用し、財政の安定化を図るとともに、水道水の水質検査や放射性物質検査を徹底し、水質基準を維持しながら、老朽化した配水管の布設替工事等につきましても引き続き進めてまいります。

下水道事業につきましては、施設の持続的な機能保全を図るためのストックマネジメント計画に基づき、下水道幹線管渠更生工事やマンホール蓋取替工事に取り組むとともに、下水道未普及地区の解消に向けて、初原地区の汚水管渠築造工事を引き続き進めてまいります。

また、社会情勢等による物価高騰の影響及び老朽化した施設の更新や維持管理費に要する費用が増加していることから、下水道事業会計の財政安定化を図るため、下水道使用料の在り方について検討を進めてまいります。

自然環境保全につきましては、ゼロカーボンシティの実現に向け、1月に策定した地球温暖化対策実行計画（区域施策編）に基づき、地球温暖化防止に向けた意識の啓発を図るなど、二酸化炭素排出量削減に資する取組を実施してまいります。

また、ごみの減量化や分別に関する周知啓発活動、各種団体と連携した不法投棄防止対策等を引き続き行うほか、雑草の繁茂等による環境悪化を防止するため、土地の適正管理を働きかけるなど、自然と共生した美しい松島を次世代に引き継げるよう、各種取組を推進してまいります。

加えて、松島の自然景観を保護するため、松くい虫防除事業として薬剤散布及び樹幹注入による病害虫の蔓延防止を図りながら、被害木に対する早期伐倒駆除を実施することにより引き続き景観保持に努めてまいります。

また、森林環境譲与税を活用した森林機能回復事業において、これまで抵抗性松を植樹した箇所に対して保育間伐事業を継続して、森林機能の回復に努めてまいります。

交通安全・防犯につきましては、令和7年9月18日に達成した「交通死亡事故ゼロ1000日」の記録の継続と交通事故の防止に向け、関係団体と連携した交通安全思想の普及活動や交通安全施設の整備などを実施するとともに、特殊詐欺等の犯罪被害を防ぐため、各種SNS等による迅速な情報発信や、防犯指導隊と協力した地域防犯活動等により、安全に安心して生活できる環境を構築してまいります。

消防・防災につきましては、内閣府との共催で実施した総合防災訓練の検証結果や災害対策基本法の改正等を踏まえ、町の災害対策の指針であります地域防災計画の改定を進めるとともに、緊急地震速報や気象に関する警報など、対処に時間的余裕がない事態に関する情報を

受信する「全国瞬時警報システム（Jアラート）受信機」を更新し、町民に対して迅速かつ的確に情報を伝達する体制を構築してまいります。

さらに、地震災害による家屋やブロック塀の倒壊被害を防止するため、家屋の耐震診断及び耐震改修工事並びに道路沿いの危険ブロック塀除却に対する助成を継続し、耐震化事業を推進することで、ハード対策とソフト対策を充実させてまいります。

また、町民の自主的な防災意識の向上を図るため、自主防災組織の活動を支援するとともに、防災指導員の育成や備蓄品の適切な維持管理などにより、地域防災力の向上を図ってまいります。

消防団につきましては、視界不良時においても安全に活動ができるよう、消防団員服装基準に準じた、視認性が高い新基準活動服を配備して消防団員の安全を確保するとともに、夜間における電源確保や資機材等を搬送する消防車両の更新、さらには、夏季訓練、各種研修等を通じて災害対応能力の向上を図り、地域における消防力を強化してまいります。

社会保障につきましては、国民健康保険及び後期高齢者医療保険ともにマイナ保険証の普及促進に努めることで、被保険者の利便性の確保を図り、保障制度の適切な運用を行ってまいります。

また、令和8年度から国民健康保険税、後期高齢者医療保険保険料ともに税率、料率改正により被保険者の負担増となりますが、所得状況に応じた軽減を図ってまいります。

保健・医療につきましては、健康づくり推進の取組として、定期接種化されるRSウイルス母子免疫ワクチンを開始します。あわせて、小児おたふくかぜワクチン任意接種に対する町独自の費用助成を開始し、感染症の罹患・蔓延予防に努めてまいります。

また、母子健康手帳アプリの導入により、保護者の利便性の向上を図ってまいります。

生活習慣病の発症・重症化予防の取組として、胃がん検診において内視鏡検査を導入し、がんの早期発見を進めてまいります。

医療体制充実の取組として、塩釜地区2市3町で休日急患診療センターを運営するほか、内科・歯科の救急医療体制を維持するよう地域医師会や医療機関と連携を図り、町民の安心な暮らしを支えてまいります。

子ども・子育て支援につきましては、松島町子ども・子育て支援事業計画（第三期）に基づき、安心して子供を産み育てられる環境づくりを目指し、こども家庭センターを中心に妊娠・出産・子育ての切れ目ない子育て支援の実践に取り組んでまいります。

また、児童福祉法及び子ども・子育て支援法により全自治体で行われる、乳児等通園支援事

業（こども誰でも通園制度）を実施し、未就園期の子供の社会経験の機会確保や保護者の育児不安の軽減に努めます。さらに、留守家庭児童学級においては、サテライト室を設置し、児童受入れ拡大を図ることで共働き世帯への支援拡充を行ってまいります。

幼児教育・保育環境の整備及び待機児童解消のため、各幼稚園と高城保育所の再編の早期実現に向け、適地選定等の検討に取り組んでまいります。

また、幼稚園及び保育所等との交流や合同職員研修を引き続き実施するとともに、新1年生がスムーズに入学できるよう、幼稚園・保育所・認定こども園・小学校間での情報共有や連絡調整を図ることを目的とした連絡協議会につきましても引き続き開催してまいります。

高齢者福祉につきましては、ひとりぐらし老人等緊急通報システム事業及び高齢者福祉助成事業等を引き続き実施し、関係機関と連携しながら高齢者の在宅生活の支援及び見守りを実施してまいります。

保健福祉センター管理につきましては、長期的に安心して利用していただくため、適切な保全管理に努めてまいります。

介護保険の運営につきましては、中長期的な介護保険サービス給付費等を適正に見込み、令和9年度からの3年間を計画期間とする松島町高齢者福祉計画・第10期介護保険事業計画を策定してまいります。

また、地域の実情に応じた介護予防教室の開催に努めてまいります。

介護サービス事業につきましては、高齢者が住み慣れた地域でできるだけ自立した生活を送ることができるよう、介護予防・日常生活支援総合事業の事業対象者及び要支援認定者に対し、介護予防ケアマネジメント及び介護予防サービス計画を作成し、在宅生活を支援してまいります。

障害者福祉につきましては、令和9年度からの3年間を計画期間とする、第8期障がい福祉計画、第4期障がい児福祉計画の策定に向けて、町内の障害者を取り巻く現状の把握に取り組み、障害のある方が住み慣れた松島町の地域の中で暮らしていくことができるよう、きめ細かな相談体制と支援を引き続き行ってまいります。

教育環境の整備につきましては、児童生徒が快適な環境で学習等ができるよう、設備や施設の適切な維持管理を継続してまいります。

また、新たなタブレット端末を貸与の上、ICT支援員を引き続き配置し、ICT教育の充実を推進してまいります。

教育内容の充実につきましては、外国語指導助手2名の雇用体制を継続するとともに、英語

に親しむ活動を保育所及び幼稚園の幼児を対象に引き続き実施してまいります。

また、「子ども国際観光科」におきまして、児童が日頃学んだ英語コミュニケーション能力を最大限に発揮しながら松島の魅力を伝えることができるよう、児童の育成を継続してまいります。

さらに、中学生を対象とした実用英語技能検定の受験料補助を新たに実施し、生徒一人一人の学習意欲を高め、目標を持って主体的に学ぶ姿勢を育成するとともに、英語力の確実な定着を後押しします。

心のケア・不登校対策につきましては、スクールソーシャルワーカーを引き続き配置し、学校、家庭及び心のケアハウスが連携を図り、多様化・複雑化している子供が抱える悩みや問題に対し、個々に応じた支援や必要な働きかけを行ってまいります。

学校給食につきましては、成長期にある園児や児童生徒の心身の健全な発達に資するため、栄養バランスの取れた質の高い献立づくりを行いながら、安全で安心な給食の提供に努めてまいります。

また、町内産をはじめとする地域食材を積極的に活用するとともに、郷土料理をはじめ世界各国の様々なメニューを取り入れながら、食育指導を推進してまいります。

さらに、小学校給食の無償化を行い、子育て世帯の経済的負担軽減を図ってまいります。

生涯学習及び生涯スポーツにつきましては、子供から高齢者まで、町民一人一人が自発的に学び、主体的に活動できる環境づくりに努めてまいります。

また、社会教育につきましては、地域学校協働活動を一層推進し、地域に根差した教育資源や人的資源を有効に活用することで、郷土教育の充実を図ってまいります。

公民館事業等の充実につきましては、公民館施設等を活用した多様な講座を開催し、地域の実情に応じた特色ある事業に取り組むとともに、関係団体と連携しながら、町民主体の芸術・文化活動への支援に努めてまいります。

また、町民ふれあいスポーツ大会を通じた世代間交流の促進に加え、分館を基盤とした地域間交流を一層進めることで、人と人とのつながりを大切にした魅力ある地域づくりに取り組んでまいります。

スポーツ振興につきましては、町民の健康増進及び地域・世代間交流の推進を図るとともに、各社会体育施設において、誰もが気軽に利用できる環境づくりに、指定管理者等と連携しながら取り組んでまいります。

また、利用者から要望の多かった松島運動公園内トイレの洋式化工事を実施し、誰もが快適

に利用できるよう、施設環境の改善を進めてまいります。

文化財保護・文化遺産につきましては、本町が誇る貴重な文化財を次世代に継承するため、特別名勝松島保存活用計画に基づいた文化財保護に努めてまいります。

また、公開講座の開催、観瀾亭松島博物館や松島湾三町文化財展での企画展示を通じて、広く文化財の魅力を発信し、文化財をより一層活用してまいります。

町史編さんにつきましては、「通史編」の校正・印刷製本を行うとともに、「資料編」の執筆を行い、令和9年度の刊行を目指して事業を着実に進めてまいります。

農林業につきましては、国や宮城県が示す生産の目安に基づく米の生産が円滑に実施されるよう、地域農業推進協議会やJA仙台等の関係機関と連携しながら、高収益作物等への転換を促進し、環境に配慮した環境保全米の生産に取り組む農家を支援してまいります。

また、イチゴの生産に対する支援を行い、日本三景松島の新たな特産品となるよう努めてまいります。

あわせて、全国的に目撃件数や被害が急増している有害鳥獣に係る農作物被害防止対策のため、引き続き補助事業を実施するとともに、令和7年9月より施行された熊の緊急銃猟に関しても、関係機関と緊密に連携し、出没状況の把握や捕獲体制の確保など、農作物被害の抑制と地域の安全確保に向けた対策の推進を図ってまいります。

さらに、町内小学生を対象とした自然観察体験等を実施し、森林機能の役割等を学ぶ森林教育を引き続き行ってまいります。

土地改良施設の整備につきましては、県営農村防災施設整備事業による志田谷地排水機場の機器更新及び県営水利施設整備事業による鳴瀬川下流頭首工の整備補修を推進してまいります。

地産地消の推進につきましては、松島町地産地消実行委員会が実施する事業等への支援を行い、「まつしま産業まつり」や「まつの市」などの地産地消イベントを開催することで、生産者と消費者が交流できる場が提供され、地場製品の地元消費につながるよう取り組んでまいります。

また、これまで本町と関わりのある自治体との連携を図りながら、県内外で開催される物産イベントに出店し、地場製品のPRをしてまいります。

水産業につきましては、安全・安心な松島産カキが生産できるよう宮城県漁業協同組合松島支所に対し、海域の調査や滅菌装置を含めた施設の維持に係る衛生対策や、イベントでの無料試食による松島産カキPR事業等に対する支援を行い、漁業者の経営安定に努めてまいり

ます。

また、宮城県が進める磯崎漁港機能保全事業による施設の長寿命化に向け、宮城県と調整を図ってまいります。

商工業につきましては、事業者の経営安定を目指し、利府松島商工会と連携を図りながら、商工会運営費補助金等の支援を継続してまいります。

また、新たな起業・創業支援のため、連携を図りながら、町の補助金交付事業を実施し、創業を目指す方への支援を引き続き行い、地域経済の活性化に努めてまいります。

観光コンテンツの充実につきましては、宮城県や近隣自治体との連携を継続して、既存の観光資源を生かした観光誘客に取り組んでまいります。

宿泊型観光コンテンツの充実につきましては、今年1月13日から開始した宿泊税の使途を、関係事業者と意見交換や情報共有を行い、活用施策を検討してまいります。

また、近隣自治体と連携を図り、来訪者の滞在時間を延ばす誘客事業に取り組んでまいります。

インバウンドの推進につきましては、宮城県と連携して松島の魅力を国外へ情報発信するとともに、国や宮城県の動向を注視しつつ、関係団体と相互に連携を図りながら効果的な誘客に努めてまいります。

企業誘致につきましては、現在整備中の松島イノベーションヒルズへの誘致活動を推進し、新たな産業拠点での地域経済の活性化を図るとともに、事業用地・空き工場等の利用促進につきましても、地域経済の活性化の一助となるよう新たな商業施設や企業等の立地に向けて取り組んでまいります。

定住促進につきましては、住まいに関する支援として、若年層から選ばれる町となるよう、新婚世帯応援事業支援金や住宅取得を応援する定住促進事業補助金を継続して交付し、着実な定住人口の増加に向けて取り組んでまいります。

また、移住・定住促進ガイドブックを刷新し、暮らしの魅力や子育てガイド、ふるさと納税等、町のPRにつながる情報を広く掲載し、首都圏で開催される移住関連イベントをはじめ、各種イベントにて「住むまち」としての魅力を発信してまいります。

住民参加・地域コミュニティにつきましては、町民協働・官民連携による魅力あるまちづくりの推進に向け、町民、町内で活動している団体、民間等とタウンミーティングを継続してまいります。

また、町の将来を担う子供たちとまちづくりを考える貴重な場である「こども未来アカデミ

一」についても、引き続き開催し、幅広い年代の意見を今後の施策に反映してまいります。

行政サービスの充実につきましては、各種サービスのデジタル対応に係る取組を継続しながら、生成AIなどの新技術の活用、データ連携の構築、地域におけるDX推進の検討など、次のステージに向けた取組を進めることで、町民の利便性の向上や負担の緩和を図るとともに、効率的な行政運営を推進してまいります。

情報・通信につきましては、災害情報の速やかな発信に加え、各種SNSやテレビ回覧板を活用して、町政情報や観光情報の効果的な発信に努めてまいります。

また、地上デジタル放送の難視聴区域に安定した電波受信を維持するため、経年劣化した地上デジタル放送無線共聴施設を更新してまいります。

本町の財政につきましては、社会保障関係費や人件費の増加、物価の上昇など歳出の増加圧力が高まっていることから、持続可能な財政運営のため公共施設等総合管理計画に基づく財産の有効活用やふるさと寄附金の促進など自主財源確保に努め、財政健全化に取り組んでまいります。

また、法人を対象とする企業版ふるさと納税につきましても、企業がまちづくりに参画しているという機運を高める魅力的なプロジェクトを提案し、引き続き企業からの寄附による財源確保に努めてまいります。

広域連携の推進につきましては、宮城県町村会をはじめ、仙台都市圏で構成する協議会、近隣自治体との協議会等を通じて、重点課題の解決に向けて国や宮城県に対し要望活動を行ってまいります。

また、塩釜地区広域行政連絡協議会で実施しております交流・研修事業を通じて、人材育成に取り組み、職員間の交流を深めることで地域間の連携強化に努めてまいります。

ただいま申し上げました各施策に係る令和8年度当初予算の内訳につきましては、一般会計67億9,600万円、国民健康保険特別会計16億5,907万8,000円、後期高齢者医療特別会計2億9,740万5,000円、介護保険特別会計21億2,383万2,000円、介護サービス事業特別会計1,131万7,000円、観瀾亭等特別会計1億8,082万2,000円、水道事業会計7億5,577万1,000円、下水道事業会計12億8,622万1,000円、合計131億1,044万3,000円であります。

以上、令和8年度の施政方針につきましてご説明いたしました。

新たな長期総合計画に掲げております「誰にでもやさしく、活力あふれる“ほっと”松島」の実現のため、令和8年度におきましても鋭意努力してまいりますので、議員の皆様方にはより一層のご支援とご協力をお願いし、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（高橋利典君） 大変ご苦労さまでした。

以上、議案第21号から第28号までの議案の提案理由の説明が終わりました。

ここで昼食ですが、あと1件でございますので、これで継続したいと思います。

日程第31 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

○議長（高橋利典君） 日程第31、諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

諮問の朗読を省略し、説明を求めます。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて提案理由を申し上げます。

齋藤一枝氏は、民間の会社に勤務後、塩竈市立第二小学校に勤務いたしました。その後は、松島町教育委員会学び支援相談員、まつしま放課後子供教室のスタッフとして、子供たちや保護者のよき相談者、支援者としてご活躍いただきました。

同氏については、令和2年7月から人権擁護委員に委嘱されており、引き続き人権擁護委員候補者として法務大臣に推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求めるものであります。

任期につきましては、人権擁護委員法第9条の規定に基づき、令和8年7月1日から令和11年6月30日までの3年間であります。

よろしく願い申し上げます。

○議長（高橋利典君） 諮問第1号の説明が終わりました。

質疑に入ります。質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋利典君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

ここで諮問に対する意見の調整を行いたいと思います。

暫時休憩しますので、よろしく願います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋利典君） 異議なしと認めます。

暫時休憩とします。議員の皆様は、議員控室に移動してください。願います。

午後0時03分 休憩

午後0時05分 再開

○議長（高橋利典君） 再開します。

お諮りをいたします。諮問第1号につきましては、適任と答申したいと思えます。このことにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋利典君） 異議なしと認めます。

よって、諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることにつきましては、適任と答申をすることに決定いたしました。

本日の日程は全て終了しました。

以上をもって本日の会議を閉じ、散会といたします。

再開は3月4日、午前10時です。

皆様、大変ご苦労さまでございました。

午後0時06分 散会